

成年年齢引下げに伴う啓発リーフレットを作成

主催	-
日時	令和4年7月
場所	-
内容	<p>令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、啓発リーフレットを作成しました。本リーフレットの作成にあたり、実用的かつ有意義なものとするために、市内6高校（※）からご意見をいただき、内容を調整してまいりました。</p> <p>本リーフレットにより、新成人となる18歳の方が、成年年齢引下げに伴い18歳からできることや引き続き20歳にならないとできないこと等を学習いただくとともに、省庁等が発信する情報に触れる機会となればと考えています。そして、成人としての自覚を意識し、積極的に社会参加いただくことを期待しています。</p> <p>なお、本リーフレットは、市内6高校の3年生に配布したほか、市ホームページへの掲載や、公民館等の公共施設へ設置するなど、その内容について広く啓発を行ってまいります。</p> <p>※市内6高校 加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川北高等学校、加古川南高等学校、県立農業高等学校、東播工業高等学校</p> <p>(<input type="checkbox"/> 初めて ・ 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>
対象（参加者）	-
定員	-
参加費	-
申込先・方法	-
目的・背景 その他	-
市ホームページ	掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定（7月20日） ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない
広報かこがわ	<input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載予定 ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない

問合せ先

加古川市 社会教育課 地域家庭教育係
(担当：川向・本田) ☎079-427-9704 (内線 5215)

18歳から大人の仲間入り!



18歳(新成人)を迎えるあなたへ

- 民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。
- 18歳を迎えたときに“変わること”、“変わらないこと”を理解しましょう。
- 正しい情報を知って、積極的に社会参加しましょう。



成年年齢引下げに伴って18歳からできること

一人で契約ができる

- ◆携帯電話の契約
 - ◆アパートの賃貸借契約
 - ◆クレジットカードの作成
 - ◆ローンを組む など
- ◆ ご家族等の理解を得ることは引き続き大切です。
- ◆ 未成年者が行った契約は、要件に該当した場合取り消すことができますが(未成年者取消権)
- ◆ 18歳を迎えると、未成年者取消権が行使できなくなります。

契約は慎重に!

その他

- ◆ 男女ともに婚姻できる年齢が18歳になる
- ◆ パスポート(10年有効)を取得できる
- ◆ 国家資格を取得できる
(例: 公認会計士や司法書士など)
- ◆ 裁判員に選ばれる可能性がある(※) など
(※) 実際には選ばれる可能性があるのは
令和5年1月1日以降

20歳にならないとできないこと

- ◆ 飲酒、喫煙
- ◆ 公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇、オートレース) など

健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点からこれまでどおり20歳にならないとできません。

(参考)選挙権年齢について

2016年から18歳に引き下げられています。

情報化社会の中で、正しい情報を取捨選択することが大切です。



裏面のホームページを検索し、正しい情報を確認しよう!





成年年齢の引下げについて 関係機関ホームページ



政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/seinen_18/index.html

～人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップし、新成人のみなさんを応援～



成年年齢引下げ特設ウェブサイト 「大人への道しるべ」(法務省)

<https://seinen.go.jp/>

～大人になるまでに知っておきたい12のこと。あなたはいくつ知っていますか？～



「18歳から大人」特設ページ(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

～SNSや動画による啓発などを通じて“契約”や“クーリング・オフ制度”などについて学びましょう～



成年年齢引下げについて(加古川市役所 生活安全課)

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbu/shiminseikatsuanshinka/32355.html>

～加古川市では、成年年齢引下げについて情報を発信しています～



契約に関する事業者とのトラブルや 法的トラブルでお悩みの場合の問い合わせ先

● 消費者ホットライン

 188(局番なし)

お住まいの地域の地方公共団体が設置する、消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。

*お住まいの地域の消費生活相談窓口が開所していない場合、兵庫県の消費生活センターや国民生活センターにつながることもあります。

*通話料が発生します。



消費者ホットライン

● 日本司法支援センター (法テラス)

 0570-078374
(平日:9時～21時 土曜日:9時～17時)

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介しています。

*通話料が発生します。



日本司法支援センター
(法テラス)